

事 務 連 絡  
令和3年3月19日

都道府県薬剤師会事務（局）長 殿

日 本 薬 剤 師 会  
総 務 部 総 務 課

消費税転嫁対策特別措置法失効に伴う価格表示の取扱い等について（依頼）

平素より、本会会務に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

標記につきまして厚生労働省医薬・生活衛生局総務課から連絡がありましたのでお知らせいたします。

平成26年4月及び令和元年10月の消費税率の引き上げに際し、消費税の適切な転嫁対策が行われるよう、「消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法」（消費税転嫁対策特別措置法）が平成25年10月1日から施行されており、本年3月末までの時限措置となっております。

財務省及び公正取引委員会のHPにおいて、価格表示の取扱い等についてのリーフレット等が掲載されておりますので、会務ご多用のところ誠に恐縮ですが、貴会会員にご周知下さるようお願い申し上げます。

#### ■財務省■

（令和3年4月1日以降の価格表示について）

URL：[https://www.mof.go.jp/tax\\_policy/summary/consumption/sougaku.html](https://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/consumption/sougaku.html)

以下の2点の資料がございます。

◎「総額表示リーフレット」：総額表示として認められる価格表示例やよくあるご質問（FAQ）が記載されています。

◎「事業者が消費者に対して価格を表示する場合の価格表示に関する消費税法の考え方」：総額表示義務の趣旨や対象についての考え方、具体的な表示方法についての考え方が記載されています。

#### ■公正取引委員会■

公正取引委員会ホームページ（消費税転嫁対策コーナー内の「消費税転嫁対策特別措置法の失効後における消費税の転嫁拒否等の行為に係る独占禁止法及び下請法の考え方に関するQ&A」）

URL：<https://www.jftc.go.jp/tenkataisaku/tenka-shikko-QandA.html>

「消費税転嫁対策特別措置法の失効後における消費税の転嫁拒否等の行為に係る独占禁止法及び下請法の考え方に関するQ&A」が掲載されています。